平成２４年（フ）第３２９号
福岡県宗像市石丸２丁目15番20―103号
債務者　古賀　荘一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目14番27号
債務者　和田美貴子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３８号
福岡市早良区田村３丁目29番20―205号
債務者　長岡奈津子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３９号
福岡市東区和白東１丁目５番20―902号
債務者　川本　雅一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４４号
福岡市東区香椎駅前１丁目12番７―203号
債務者　北口　弘之
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原174番地１
債務者　津野　一雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８３号
福岡市博多区寿町３丁目３番10―405号
債務者　藤田　禧之
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９２号
福岡市南区高宮３丁目２番24号
債務者　森田　拓人
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９８号
福岡市南区井尻５丁目27番30―201号
債務者　森部　昌憲
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０１号
福岡市博多区吉塚２丁目15番５－１号
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０４号
福岡県大野城市山田２丁目２番12号ドミール山田103号
債務者　下村　淳子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０９号
福岡市東区千早２丁目３番25号
債務者　渡邊　安夫
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１１号
福岡市南区大橋３丁目５番11―215号
債務者　王丸辰之助
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２０号
福岡市城南区別府１丁目11番16号
債務者　棚倉　光男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２２号
福岡市博多区光丘町３丁目１番５―303号
債務者　小幡　祐子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２３号
福岡市東区千早５丁目21番１号
債務者　伊豆本久子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２６号
福岡市西区泉１丁目５番17―101号
債務者　浦田亜紀子（旧姓龍）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３９号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野485番地２
債務者　河野　将登
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４０号
福岡県古賀市花見東４丁目11番６号
債務者　屋田　修二
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部